

いう恩恵が得られていたのです。ところがトランジスタが小さくなりすぎてしまいました。そのために問題が生じています。現在主流のCMOSトランジスタは、電子が蓄えられているか否かでデジタルの0と1を表現しています。トランジスタが小さくなると、蓄えることのできる電子の量が減ります。外乱によって電子の量が変化すると、0と1が入れ替わってしまい、動作不良に至ることがあり得ます。現在深刻な外乱だと考えられているのは、宇宙からやってくる中性子です。中性子がLSIに衝突することで、LSI内のメモリの内容が破壊されることが深刻な問題になりつつあると認識されています。現在は、例えば福岡から東京へ飛行機で移動中に、ラップトップに搭載されている数Gバイトのメモリの中の1ビットの内容が破壊されてしまう、という程度の故障率です。しかし、今後さらにトランジスタが小さくなり、また機器に搭載されるメモリの量が増えると、この問題が深刻になると予想されています。これをソフトエラーと言います。

LSIの電源電圧が下がると、ソフトエラーはより深刻になります。だったら電源電圧を上げれば良いと思われるでしょう。しかし、そのようなことは出来ないのです。CMOSトランジスタの消費電力は、動作速度に比例し、電源電圧の二乗にも比例します。トランジスタが小さくなると、一回の動作あたりの消費電力は小さくなります。この点は微細化技術の恩恵です。しかし、微細化によりトランジスタの数が増えたとともに高速化したため、LSI全体での消費電力は甚大になっています。近年パソコン向けのプロセッサがマルチコア化している理由のひとつが、この消費電力の問題解決です。速度を下げる代わりに並列度を上げて、性能を向上しようという考え方です。もうおわかりのように、電源電圧を上げると消費電力の問題が深刻化します。むしろ、この観点からは電源電圧を下げ

なければならないのです。

以上のような問題が社会基盤たるLSIの信頼性を脅かしており、ひいてはわたしたちが安全で安心して生活できる社会に対する脅威となっています。微細化技術の進展に起因する信頼性の問題は他にもありますが、紙面の都合により、別の機会に譲ろうと思います。

LSIの信頼性を改善するために、わたしは科学技術振興機構のCRESTプロジェクト「ディペンダブルVLSIの基盤技術-統合的高信頼化設計のためのモデル化と検出・訂正・回復技術」に参画し、研究に従事しています。ここでは安全・安心をもっと広くとらえ、コンピュータウイルスなどのセキュリティに関わる問題も社会基盤たるLSIに対する脅威としてとらえて、研究を遂行しています。この拙文を読まれて関心を持たれた方は、是非ホームページ (<http://www.dvlsi.jst.go.jp/>) もご覧になってください。また、公開のワークショップが定期的開催されておりますので(次回は12月上旬の予定)、是非ご参加ください。LSIを使用するアプリケーション研究者の皆さまからのコメントは、本研究にとって非常に有益です。忌憚のないご意見・ご要望を伺いたいと思っています。よろしく申し上げます。

犯罪被害に興味を持った学生がいた。

そこで、「被害者サポートセンター」の事務局長の方とゼミ生全員とで懇談・意見交換する機会を得ることになった（このときは、当該センターの性質上、所在地を一般に公表できないとの理由から、わざわざゼミ室までご足労をいただいた）。

この種の問題については、おそらく自分には関係ないと思っている者が大多数だろう。偉そうに語る、私自身もまたそうである。少なくともそうあって欲しいと切に願っている。

実際にそれで済めば幸いなのだが、現実には、期せずして誰もが、殺人や傷害やDVや性犯罪等の犯罪、あるいは事故の被害者になる。また、そうした行為を受けたことで、心身に大きな傷を負ってしまうことも想像に難くない。

われわれの申出を快諾してくれた当該センターは、社団法人形態を採る全国でも数少ない団体であり、県公安委員会の「指定」を受けて、地道かつ細心の注意を払った活動を実践していた。もとより、組織運営にあたっての潤沢な資金があるわけではない。質疑応答からも財源確保の厳しさが垣間見られた（余談だが向学の機会を与えていただいたせめてものお礼にと、学生が自発的にカンパを申し出た。活動資金に資するよう全員で気持ばかりの拠出をした）。確かに新制度の認定要件の厳しさについての批判も聞かれるが、こうした実のある団体にこそ、前述の「認定NPO法人制度」の実益があることを願ってやまない。

当該センターの事務局長の方の話は、非常に興味深いものであった。

犯罪被害に遭った方がメンタル面での悩みを抱えた場合の受け皿となる組織が十分ではないこと、しかも、相談にかこつけて相談者の弱みに付け込んで介入を図り、金銭を求める有象無象の組織や個人が看板を掲げ、数多く存在している実情、インターネットの検索エンジンでそ

うした団体が容易に相当数ヒットすること、そして正しい窓口を見極めることができないがゆえに、メンタル面でさらに二次的・三次的な被害を受けてしまうケースが数多くあること等々。

NPOが設立時に法人格を取得する場合、所轄庁による「認証」で足りる。ここで設立要件についての所轄庁の裁量判断は極めて限定されており、いわば設立時にはNPOの活動の本来的な特性に配慮して、実体的な審査権を行政が行使することはない。そうであればこそ、「隠れ蓑」と称されるように、世の中には必要以上に「認証」を強調しなければならないような、有象無象のNPO法人も少なくない。そうであるのなら、「公私協働」の“実”を考えたとき、NPOないしNPO法人の活動にかかる一定の「指定」や「認定」を行政が行うことは、確かに有益なのかもしれない。

しかしながら、このことは他面で、「協働」の本質ないしはバランスを崩すことにもつながる。

行政を信頼することもよいだろう。しかし本来には何よりも、各自が自分の目でNPOあるいはNPO法人の実態を見極め、関わってゆく姿勢が求められるはずである。

NPO華やかな時代ではあるが、NPOは決してバラ色ではないことを実感した。そして、自身や身近な人間、あるいは知人が、もしここで当事者になったときいかに臨むか、考えを新たにした。

* * *

児童虐待とその後の対応に興味を持った学生もいた。「伊吹降ろし」に抗して、児童相談所を含む児童福祉センターへと続く緩やかな坂を上った。

児童相談所は、児童にかかる相談、一時保護、措置を行う都道府県・政令指定都市・中核市に設置される児童福祉法上の専門機関であり、親権者の親権喪失宣告の請求や後見人選任・解任

請求を家庭裁判所に対して行う（所長が行う）民法上の権限をも有する機関である。

その業務の大部分は「相談」とりわけ「障害相談」である。もっとも、その時のわれわれゼミの関心事は、児童虐待が大きな社会問題となっていたことから、むしろ「措置」機能面にあった。つまり、虐待問題に対する児童・保護者への指導、児童の児童福祉施設等への入所措置、里親や保護受託者への委託機能がどのようなものか、ありていに知りたかったのである。

折しも私自身、修士論文の副査を受け持った院生が「里親」を研究テーマにしていたこともあり（これも余談だが、論文審査はいつも真剣勝負だった。いま彼女は、博士課程に在学のまま専任の職を得て、地元の短大で頑張っている）、また当時、福島県が出生率向上を図るために、人工妊娠中絶前に里親を紹介する制度を導入することの是非が話題になっていたこともあって、行政（児童相談所）と児童と保護受託者ないし里親という三者関係がいかに築かれるのか、ここでの「協働」「連携」の実態がいかなるものかについて、関心を有していた。

各所の見学や質疑応答も含め、センターには大変親切に対応していただいた。

しかし、現実を目の当たりにしたとき、われわれは言葉を失った。

里親についてその真偽は定かでないが、かつて「3、4歳までのかわいい女の子」を要望する声が高いという話を聞いたことがあった。その話には私は、少なからずショックを受けていた。

そんな要望が容れられるものか。特異な例かもしれないが、里親の気持ちってその程度のものなのだろうか。犬や猫じゃあるまいし。しかしそのことを非難することは、私にはできないのかもしれない。こうした要望以前に、実際の「マッチング」の難しさもあるのだろう。あくまでそうした要望は要望として、何よりも児童が、あるいは里親も含めた当事者が幸せになる

のならばよい、ということか　ゼミ生とフィールドワークに行くことになってから、余計にこのことを自問するようになった。

そして思い切って、当日に担当者の方にはたずねてみた。

当該センターの実例ではなく一般的な事案としてではあるが、という留保が付されたが、実際に里親委託された児童が健全に自立してゆくという保証はないそうである。細心の注意を払い、心理面等での専門的な見地をも駆使して「マッチング」を行っても、その後児童が里親による虐待（考えたくはないが、場合によっては性的な虐待）の対象になることさえある。より深い傷を負って、センターに戻ってくる子も決して少数ではない。

いたたまれなくなった。

成長期に大きな不安や葛藤を抱え、自分の置かれている立場環境や周囲の人間関係の難しさから自虐的になり、あるいは暴力的になる子もいる。それも当然だろう。彼ら彼女らを、誰が非難などできようか。

大小無数にあった壁の傷、穴、擦り切れた畳、廊下ですれ違ったときに私のほうを向いておどけてみせた男の子の笑顔、私は決して忘れることができない。

* * *

「公私協働」って何だろう。考えれば考えるほど、その実像が遠退いてゆく気がする。

前任校では産官学連携業務にも携わってきたが、現実や現場での葛藤をいかに組み入れ、“異なるもの”をいかに「協働」「連携」させ、さらにそこから何らかの展開を引き出し、展望を可能にしてゆくか　「協働」「連携」の名で語られる事柄に“実”をともなわせることは容易ではない。とくに文系学部ではそうではないだろうか。

ゼミでのフィールドワークを通して学生と共有できた「公」「私」の現実、現場での葛藤の

一端にふれたことは、私にとっても貴重な財産となった。前任校でのこうした経験を通して、私は「協働」や「連携」が自己を知り、他者を知ることから始まること、そして多様な価値の存在を前提とすることを認識した。

そうすると、ここでは“異なるもの”という考え自体、前提を新たにすべきなのかもしれない。「ius est ars boni et aequi (法とは善と衡平の技芸である)」。ここでの「法」に、「公」と「私」の区分はない。

* * *

4月から法学部や他学部で担当している「行政法」の講義では、とにかく体系内容をきちんと消化することを第一に考えている。体系に従って教えるべき基本は山ほどある。とても時間が足りない。そのため、講義でNPOやNPO法人の話に時間を割く余裕はない。おそらく「民法」の先生方の講義でも、NPOについて立ち入った話をする暇はないだろう。

ましてや 私が在学していた頃の福大法学部の「行政法」ゼミは24名であったし、いまでもゼミではそのくらい的人数が標準的なのだからゼミ生各自の興味関心にあわせたフィールドワークを丹念に行うことは無理である。

* * *

しかし、こうした種々の制約は所与である。

法学は実学であり、現実社会の諸問題をいわば後追いで解決する学問である。

「実際に何が起きているか」というリアルな視点で法を軸に社会を捉え直す視線を、福大生にいかにか涵養してもらうか、そして、複雑多様な現代社会の諸問題に、行政や私人がどのようにかかわり、そのための立法の可能性や既存の法の解釈と運用、種々の政策の形成と展開を知るよすがを、教員としていかに提示してゆくべきか。もっとも、大学が「学問」を通して人と向き合う場であり、より深い「知」へのいざないを営む場である以上、私はこれまで同様

に、あくまで自身の専門(行政法学、情報法学)を通して、学生には厳しく接してゆくだけである。それは私の経験則であり、また譲ることのできない「大学人」としての「哲学」でもある。

教育の当事者間での「協働」ないし「連携」

それもまた、今日継続している課題であって、今後も容易に答えを出せない難題、といえるのかもしれない。

いましばらくは自身の暗中模索が続きそうである。

